

答弁書第三号

内閣参質一八五第三号

平成二十五年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

参議院議員安井美沙子君提出トランス脂肪酸の情報開示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員安井美沙子君提出トランス脂肪酸の情報開示に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、消費者庁が平成二十三年二月に策定した「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」（以下「指針」という。）は、食品安全委員会の科学的知見も含め、トランス脂肪酸の摂取量や健康への影響等について指針の策定時までに蓄積された科学的知見に基づくものであり、同庁としては、指針の策定後、これを改めるべき新たな科学的知見の蓄積はないものと認識していることから、指針は適切であると考えている。

今後、新たな科学的知見が得られた場合には、必要に応じて指針の改定について検討してまいりたい。

三について

消費者庁としては、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づき表示を義務付けるべき栄養成分を含む食品表示基準を定めるに当たり、トランス脂肪酸の表示に関する国際基準、日本人のトランス脂肪酸の摂取量、今後の新たな科学的知見の蓄積状況等も踏まえ、トランス脂肪酸の取扱いについても検討を行い、同条第二項の規定に基づき消費者委員会の意見を聴くこととしている。

